

スタート

相模原市に1月で現在

いいえ

さ1相
い1月模
。1原
※日市
にへ
住のん
申で告
いのた
必市要
区は町
ありでま
申せん
告して
くだ

令和7年1月～12月にどんな収入がありましたか？

非課税収入のみ（遺族年金・障害年金・失業給付金等）又は収入なし

市内在住の親族の税金上の扶養になっている

①

誰の税法上の扶養にもなっていない

②

市外在住の親族の税法上の扶養になっている

②

主に給与収入

- ◆ 1か所からの給与収入のみ
- ◆ 年末調整済み
- ◆ 年末調整の内容に変更がない

他の所得がない

①

他の所得が20万円以下

②

他の所得が20万円超

③

次のような場合

- ◆ 2か所以上から給与の支払いを受けた
- ◆ 年末調整の内容に変更がある
- ◆ 新規に住宅借入金等特別控除を受ける
- ◆ 年末調整が済んでいない
- ◆ 医療費控除がある
- ◆ 給与収入が2千万円を超える

③

主に公的年金等の収入
(遺族年金・障害年金は含まない)

年金収入の額が400万円以下

他の所得がない

追加する所得控除がない

①

追加する所得控除がある

②

他の所得が20万円以下

②

他の所得が20万円を超える

③

年金収入の額が400万円を超える

③

営業・農業・不動産・雑・一時などの収入がある人

所得金額（収入－経費）より所得控除額が多い

②

所得金額（収入－経費）より所得控除額が少ない

③

① 申告不要

市民税・県民税申告、所得税の確定申告の必要はありません。
※令和8年度の市民税・県民税は給与支払報告書、公的年金支払報告書に基づいて計算されます。

② 市民税・県民税申告

市民税・県民税申告をする必要があります。
※所得税の還付を受ける場合は、確定申告が必要です。

③ 確定申告

所得税の確定申告をする必要があります。
※確定申告をすれば市民税・県民税申告は必要ありません。